

令和元年7月1日から

「北九州市パートナーシップ宣誓制度」 を始めました。

北九州市では、市民一人ひとりがお互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、パートナーシップ宣誓制度を始めました。

パートナーシップ宣誓制度とは

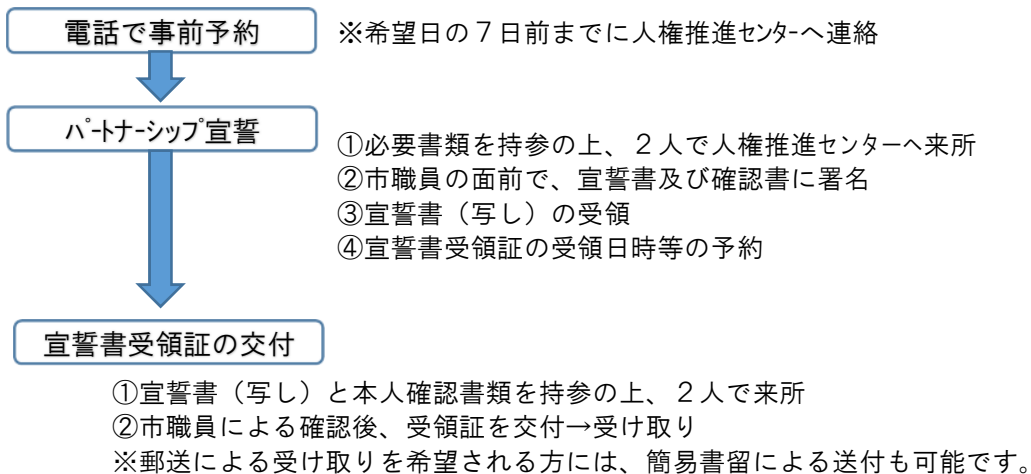
一方又は双方がLGBT（性的少数者）当事者である2人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的に同居して日常生活を共にすることを市長に対し宣誓する制度です。法的に婚姻と同等の効果はありませんが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しする制度です。宣誓が認められると、「パートナーシップ宣誓書受領証」をお渡しします。

対象となる方の要件

宣誓をする2人が、次の全ての要件を満たしている必要があります。

- 民法で規定する成年に達していること
- 市内に住所を有していること、又は市内へ転入を予定していること
- 配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓をしようとする相手と近親者（民法734条～736条に規定する結婚することができないとされる続柄）でないこと

手続きの流れ



必要なもの

- 住民票の写し（個人番号や本籍を省略したもの）又は北九州市内へ転入予定であることを証明する書面
- 独身であることを証明するもの（独身証明書、戸籍抄本など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）

[申請・お問い合わせ窓口]

北九州市人権推進センター 人権文化推進課

北九州市小倉北区大手町11番4号 大手町ビル(ムーフ)8階
電話：093-562-5010 FAX：093-562-5150



LGBT（性的少数者）に関する相談窓口

【無料・予約不要】

◆人権相談（人権推進センター）

人権に関する相談に、専門の相談員が応じます。

☎ 093-562-5088

【午前8時30分～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）】

◆弁護士によるLGBT 電話相談（福岡県弁護士会）

法律的な問題、その他困りごとなどについて、弁護士が相談に応じます。

☎ 070-7655-1698

【第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時】

◆こころと生き方の一般相談（男女共同参画センター・ムーブ）

こころと生き方、性格、人づきあい、夫婦や親、子どもとの関係など様々な心の悩みに、相談員が耳を傾けます。

☎ 093-583-3331

（火～日曜日：午前9時30分～午後5時（金曜日を除く）

金曜日：午後1時～午後8時

休 み：月曜日・祝日・所内整理日・年末年始

◆性別による人権侵害相談（男女共同参画センター・ムーブ）

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、性別をめぐる差別的取り扱いや人権侵害についての相談窓口です。

☎ 093-583-3663

（火～日曜日：午前9時30分～午後5時（金曜日を除く）

金曜日：午後1時～午後8時

休 み：月曜日・祝日・所内整理日・年末年始

◆自殺予防こころの相談電話（精神保健福祉センター）

自殺を含む、こころの悩みなどをご相談ください。

☎ 093-522-0874

【月～金曜日：午前9時～午後5時】（祝日、年末年始は除く）

◆性同一性障害に関する相談（精神保健福祉センター）

性同一性障害に関する知識や医療機関等の情報を提供します。

☎ 093-522-8729

【毎月第1・第3水曜日 午前9時～正午】（祝日、年末年始は除く）

●LGBTとは

Lはレスビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダーの頭文字です。LGBTは、性的少数者の総称の1つとして使われています。国際的には、LGBTではなく、「SOGIE」という言葉がよく使われています。

●SOGIE（ソジー）とは

性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、性表現（Gender Expression）を組み合わせた用語です。SOGI（ソジ）と呼ぶこともあります。「SOGIE」は、LGBTなど特定の人を示すのではなく、すべての人の性のあり方を表現した言葉です。

